

## ○航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(平成9年5月2日青森県告示第334号)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

なお、別図は、青森県環境生活部環境政策課及び関係市町村の事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

地域の類型	当てはめる地域
I	十和田市（平成16年12月31日現在における十和田市の区域に限る。）、三沢市、七戸町（平成17年3月30日現在における七戸町の区域に限る。）、六戸町、東北町及び六ヶ所村の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
II	十和田市（平成16年12月31日現在における十和田市の区域に限る。）、七戸町、六戸町及び東北町の区域のうちI以外の地域、三沢市及び六ヶ所村の別図に実線で表示した区域のうちI以外の地域、野辺地町及びおいらせ町の別図に実線で表示した区域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域、三沢飛行場の敷地、三沢対地射撃場の敷地及び別図に表示した湖沼の区域を除く。